

沖縄県国民健康保険運営方針（素案）に係る県民意見公募の御意見に対する県の考え方について

平成30年3月
沖 縄 県

1 県民意見公募期間

平成29年9月21日（木）から平成29年10月20日（金）まで（1か月間）

2 意見の提出者数及び件数

(1) 提出者数 79名（個人68、団体11）

(2) 件数 146件

（注）意見の分類は、県で行い適宜名称を付した。件数は、指摘の箇所（キーワード）に応じて県でカウントした。

3 主な意見

(1) 保険料（税）の減免等について（17件）

（保険料減免の充実等）

(2) 医療保険制度間の公平負担について（14件）

（協会けんぽ等被用者保険と比較した公平負担、子どもの均等割廃止軽減など）

(3) 保険料（税）の統一について（14件）

（保険料統一の時期、統一への反対意見など）

(4) 国庫負担金等の増額について（28件）

（国庫負担金等の増額要求など）

(5) 財政収支の改善・法定外繰入金について（29件）

（赤字解消計画、法定外繰入金の継続など）

(6) 保険料（税）負担の引下げについて（14件）

（「払える保険料」など保険料負担の引下げ）

(7) 保険料（税）の収納対策について（7件）

（保険料（税）の強制徴収への懸念など）

(8) その他（23件）

（低所得者等への支援(2件)、医療提供の確保(2件)、保険給付の適正実施(6件)、被保険者証交付(3件)、制度改革全般(6件)に対する意見その他(4件)等）

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
1	第1章 1 目的	1頁 8行	（保険料の減免等） 住民の生活を守る最後の砦であるのであれば、赤字削減や収納率向上の前に、減免制度の整備を明記すべきではないでしょうか。	御意見の趣旨を踏まえ、保険料（税）の減免等の取扱いの標準化について、運営方針本文に記載します。
2	第1章 1 目的	1頁 11-14行	（低所得者等への支援） 国保の根本的な矛盾は、ほかの健康保険と比べても所得に対して高すぎる保険料にあります。運営方針に低所得者や生活困窮者への支援策を具体的にお願います。	運営方針（素案）のとおりとします。 低所得者、生活困窮者の方への支援については、市町村において保険料（税）の法定軽減、保険料（税）減免、一部負担金の減免制度を整備し、運用することとされております。 県は、これらの事務の標準化を進め市町村の適切な運用を働きかけてまいります。
3	第1章 1 目的	2頁 8行	（医療保険制度間の公平負担） 「負担の公平化」をいうのであればほかの保険制度との大きな差である「所得に対する保険料率」も公平になるようにすべきである。せめて協会健保と同じ保険料率になるよう国も県も努力すべきであることを明記してはどうですか。	運営方針（素案）のとおりとします。
4	第4章 2 保険料（税）の統一	34頁 16-17行	（保険料（税）の統一） 現時点で期限を明確にしないほうがよいと思う。	運営方針（素案）のとおりとします。 保険料統一に向けた取組（環境整備）を進める上での目標期限と考えております。 取組については30年度以降の国保運営において市町村と検討してまいります。

(注) 該当箇所、頁・行は、素案(平成29年9月21日時点)段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
5		—	(国庫負担金等の増額) 住民が支払える保険料が前提になるべきだと思います。協会健保などと比較しても所得に対する保険料の割合が高すぎます。まず国庫補助を増やして、制度として公平な保険料を求めることが必要ではないでしょうか。	国保の都道府県単位化にあたり、全国知事会は、医療保険制度間の公平性の観点から、国保の財政基盤強化を行うよう国に求めています。 県としましても、必要に応じ全国知事会を通じて意見を提出する等、適切に対応していきたいと考えております。
6	第2章 4世帯の所得階層分布	9頁 2-3行	(保険料の減免等) 「低所得世帯の占める割合」が多いので、県の計画として独自の低所得者対策を講じるべき。減免制度77条の普及、積極的活用を明記すべきではないか。「滞納処分」より「減免制度」を充実させたほうが良いと考える。	No. 1に同じ
7	第3章 2財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2)財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁 5-6行	(国庫負担金等の増額) 国保は強制保険であり、社会保険である。「社会保障に寄与する」(国保法第1条)精神を守り保険原理で経費を賄うことだけでなく、社会原理として公費を投入し「払える保険料」にするべきではないでしょうか。	No. 5に同じ
8		—	(国庫補助金等の増額) 住民が払える保険料とすることが前提になるべき。協会けんぽと比べても所得に対する保険料が高すぎると聞いた。国庫補助を増やし、制度として公平な保険料率を求めることが必要ではないでしょうか。	No. 5に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
9	第3章 3 財政安定化基金の運用	27頁 22-25行	(法定外繰入金) 財政安定化基金の運用について「法定外の一般会計繰入を行う必要がないよう」と記載されているが、現在の高い保険料を賄うため一般会計繰入は必要なので、現行どおり一般会計繰入を認め、素案に盛り込んで頂きたい。 高い保険料が支払えない世帯も多くなる中、住民の立場に立った運営方針を作成して頂きたい。	運営方針（素案）のとおりとします。 平成30年度以降も市町村が保険料の賦課徴収を行っていくことから、保険料の決定及び一般会計から国保特会への法定外繰入は、市町村の裁量として残るものであります。
10	第2章 4 世帯の所得階層分布	9頁	(保険料の減免等) 低所得世帯の割合が多いのであれば、減免制度の普及や積極的な活用または拡充の必要性を明記すべきではないでしょうか。	No. 1に同じ
11	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁 12-13行	(国庫負担金等の増額) 国庫補助を引き上げる必要性を明記すべきでは。	運営方針（素案）のとおりとします。 No. 5に同じ
12	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁 5-6行	(国庫負担金等の増額) 強制保険であり、社会保険であり「社会保障に寄与する」(国保法第1条)精神が抜けている。保険原理で経費を賄うことだけでなく社会原理として公費を投入して「払える保険料」にするべき。	運営方針（素案）のとおりとします。 No. 5に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
13 14	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (1) 市町村の財政運営状況	25頁 11-12行	(法定外繰入金・国庫負担金等の増額) 沖縄県は、前期高齢者の人口が少ない事で補助金も少なく算定されていた。このような状況では法定外繰入は必要で、国保財政の確保には国庫補助金を増やすことも重要なので法定外繰入を認めるべき。	運営方針（素案）のとおりとします。 No. 5、No. 9に同じ
15	第5章 1 保険料（税）の収納状況	44頁 4-6行	(保険料の減免等) 滞納処分の実施が前提ではなく、低所得等での理由等もあると考えるので、相談支援や減免制度など整備を進めるべきではないでしょうか。	No. 1に同じ
16	第5章 2 保険料（税）の収納対策	46頁 27-28行	(保険料の減免等) 徴収の為の研修とは差押え等の滞納処分も含まれているのか。低所得者の状況等を把握し、相談や減免制度の研修をすすめるべきではないか。	運営方針本文に明記していませんが、徴収職員に必要な滞納処分、納付相談、徴収緩和措置等の取扱いに係る内容を含むものとして記載しております。 御意見につきましては、今後の国保運営に当たって参考にさせていただきます。

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
17		一	<p>(保険料負担の引下げ) 高すぎる保険料を引き下げる運営方針にしてください。国に同調して県民生活を苦しめることは止めて欲しい。</p>	<p>この度の国保制度改革は、持続可能な医療保険制度を構築するため、県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な運営の確保、負担の公平化、医療費適正化等を目指すものとされており、引き続き国、県、市町村の公費負担等と保険料（税）を財源として、運営することとなります。</p> <p>運営方針においては、保険料負担の急激な上昇が生じないように激変緩和措置を講じることとしております。</p> <p>なお、国保の都道府県単位化に当たり、全国知事会は、医療保険制度間の公平性の観点から、国保の財政基盤強化を行うよう国に求めております。</p> <p>県は、市町村及び国保連合会と連携し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について、国と調整しているところであります。</p>
18		一	<p>(保険料負担の引下げ) 国民の医療を保証し、国民を守るために始まった国民皆保険制度。その最後の砦となる国民健康保険が今、多くの人を苦しめている。その原因の一つは明らかに”高額な保険料”である。今回の国保運営方針の目的にある負担の公平化の前にまず”負担の軽減”をする事が、国民皆保険制度本来の目的であるはずの医療の保証、つまりは国民を守ることになるのではないのでしょうか。沖縄だけでなく日本全体の問題です。人々が安心して生活出来るような沖縄、日本を目指し、よくご検討して頂きたいと思っております。</p>	No. 17に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
19 20 21 22	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (1) 市町村の財政運営状況	25頁 3行	<p>(財政収支改善・国庫負担金等増額・制度間公平・法定外繰入金) 35の市町村が赤字であり、法定外繰入れに頼らざるを得ない財政状況が続いていると分析しています。 その原因はどこにあるのかをしっかりと追求してほしい。そうでないと財政収支改善の展望は見えてこない。 国保法第1条で国民健康保険は社会保障の一環として位置付けられ、国庫負担が導入されている。財政収支改善のための基本として、 ①低所得（65.7%は100万円未満）の被保険者が多いという構造的な問題に対して、国庫負担を1988年以前の50%に戻すことを要請すべきです。 ②保険料の賦課方式は他の医療保険と同じ応能負担にし、低所得者でも支払える保険料にすること。 ③市町村が独自に行う保険料軽減のための法定外繰入れは今後も必要な物であり、尊重すること。</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。 ①No. 5に同じ ②保険料の賦課に際しては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応能割のバランスをとることが被保険者全体で制度を支えるという観点から重要であると考えております。 なお、平成30年度以降も市町村が保険料の賦課徴収を行っていくことから、保険料の決定（賦課方式及び割合）は、市町村の裁量として残るものであります。 ③No. 9に同じ なお、県は、市町村及び国保連合会と連携し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について、国と調整しているところであります。</p>
23	第1章 1 目的	1頁 10-14行	<p>(低所得者等への支援) 国保の被保険者は年齢構成が高く低所得者が多くあります。また沖縄県は全国最下位の所得水準でもあると記載されています。低所得者は高い保険料の納付が困難だと予想されますがどのような対応（救済）を考えていますか。</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。 No. 2に同じ</p>
24	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁 14-16行	<p>(財政収支の改善) 6年以内とする根拠は何ですか。</p>	<p>保険料負担の激変緩和に用いることができる特例基金の法律設置期限が平成35年度末までの6年間であるため、この期間を参考に財政健全化に取り組むこととしております。</p>

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
25	第4章 2 保険料（税）の統一	34頁 8-17行	（保険料（税）の統一） 6年間で各問題に関する取り組みを進め、保険料の統一を図るとありますが、期限を外すべきではないでしょうか。6年で解消するには無理がないでしょうか。取り組みの具体的な案はありますか。	No. 4に同じ
26	第1章 1 目的	2頁 8行	（保険料負担の引下げ） 負担の公平化及び医療費適正化と謳っているが、正直世帯によって格差があり平等に受けられるはずの医療が受けられない人も出てきている中で、その世帯に応じた保険料の徴収を設定し、70歳以上は無料化も検討してみてもどうか。	No. 17に同じ
27	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁 8行	（保険料負担の引下げ） 適切な保険料とあるが、実際は高すぎて払えていない人もいる中で適切と言えるのか。他保険料に比べて高すぎる為、是正が必要だと思う。世帯に応じた保険料設定をしてもらいたい。	No. 17に同じ
28	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁 15-16行	（財政収支の改善） 6年以内とした根拠は。その6年で赤字は解消され、国保の財源は確保され保険料は安くなっているのか。	No. 24に同じ
29	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁	（国庫負担金等の増額） 私たちも国保の赤字解消を望んでいます。どうすればいいか真剣に考えた結果、県はこれまで以上に国に働きかけるべきだと思います。国保財政と軍事費（基地づくり）は同じ国民の「財」。辺野古の基地づくりをやめれば、国保財政にもまわせるのではないかと、思ってしまうのですが。もちろんそんな国づくりをしたいと思います。	No. 5に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
30	第1章 1 目的	2頁 8行	(基本事項・目的) 「医療費の適正化」が目標となっているが、めざすべきは「住民の生命・健康」「文化的な生活の権利」であり、目的が逆転している。「保険料の段階的引き下げ」により「社会保障としての国保」「住民生活を守る国保」を目的とすべきである。	この度の国保制度改革は、持続可能な医療保険制度を構築するため、県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な運営の確保、負担の公平化、医療費適正化等を目指すこととされており、本運営方針は、国保制度改革の目的を踏まえて記載しております。
31	第4章 2 保険料（税）の統一	33頁 15行以下	(保険料の減免) 「減免制度」も統一を目指すのか。	No. 1に同じ
32	第4章 2 保険料（税）の統一	34頁 4-7行	(保険料（税）の統一) 「医療費水準の平準化」はどうやって達成されるのか。「医療費の抑制」を前提にすれば、低い方に合わせることになりかねない。そうではないことを具体的に記述すべきである。	医療費水準の平準化については、具体的には、第7章で記載する医療費適正化の取組を進めることとしております。
33	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁	(国庫負担金等の増額・前期高齢者交付金) 赤字解消をいうのであれば、これまでの「前期高齢者交付金」の過年度の不公平な減額分を国の補助で補てんすべきで、これを市町村に求める方が不公平である。	県は、市町村及び国保連合会と連携し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について、国と調整しているところであります。

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
34	第6章 4 高額療養費支給事務の適正実施	54頁 4行目	<p>(保険給付)</p> <p>文言は高額療養費支給とあるが貸付に関し意見を述べたい。各市町村が高額貸付時の手続きに若干差異がある。貸付利用時に本人負担金を役所等で決定してくるが市町村によっては本人負担金を病院で支払を完了しないと貸付手続を受理しない。または本人負担金を払わなくても受理できる市町村がある。貸付利用する人は貧困世帯が多く本人負担金でさえ払えない患者が多いのも事実です。このような差異があるため病院やクリニック・診療所では経営面に影響も出る。また今後の医療活動にも影響がでる恐れもある。本人負担金をやむを得ず払えない際の貸付時の手続きの改善を行って欲しい。</p>	<p>高額療養費貸付制度については、各市町村によりそれぞれ貸付制度が運営されており、30年度以降も引き続き同様の仕組みとなっております。御意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
35	第6章 1 レセプト点検の充実強化	48頁 24-27行	<p>(保険給付)</p> <p>「沖縄県全体の点検水準の向上に資するよう、必要な調整・支援を行う。」とあるが、必要な医療を提供できなくなる調整・支援では困る。医療を提供する側に「点検項目リスト」などを開示してほしい。</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。レセプト点検は、法令等に基づき医学的見地を含めて実施されており、必要な医療提供を制限するものではないと考えております。「点検項目リスト」はありませんが、今後国と審査支払機関において協議が進められているところであり、今後の動向を注視していきたいと考えております。なお、県が行う「必要な調整・支援」については、県内市町村のレセプト点検水準均一化を図る観点から取り組むものです。</p>
36	第6章 6 資格の適用適正化と過誤調整等の取組	60頁 13-14行	<p>(保険給付)</p> <p>「～広報活動を実施する。」「～周知・対応に努める。」とあるが、広報や周知だけでなく、被保険者の資格取得時に、資格喪失した際の喪失届や保険証の早期回収を行うよう、徹底して指導が必要と考えます。</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。平成30年度以降も、被保険者資格の管理は、引き続き市町村が行うため、資格管理の適正化については、市町村への指導に努めます。</p>

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
37	第6章 2 第三者行為求償事務の取組強化	50頁 9-10行	<p>(保険給付) 「診療に要した費用を自費で支払ったあと～」(51頁9-10行)とあるが、現状は自費で高額であり、支払いが困難となり患者が困っている。またその後音信不通となり、病院の負担になるケースが多い。治療を行った病院が負担を負うのは不満である。第三者行為求償事務の取組強化を行うのであれば、第三者行為による保険診療を初診時から可としていただきたい。これが被保険者の助けとなると考えていただきたい。</p>	<p>保険給付の対象となる保険事故については、その事故が第三者行為の結果生じたものであってもいったん保険給付を行います。本来は、保険者として負担する必要のない給付であるため、法律に基づき、保険者は、被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し権利を行使します。そのためには、被保険者による傷病届出の提出が重要であると同時に被保険者の安易なあるいは不本意な示談等による損害賠償請求権放棄の防止に繋げることが被保険者への助けになるとも考えられます。</p>
38	第6章 3 療養費支給事務の適正化	54頁 11-12行	<p>(保険給付) 「連携しての事務処理マニュアル作成」とあるが、医科点数表に明記されていない「地域ルール」がある。(例えば慢性透析のダイヤライザー)。その点を踏まえての標準化をしていただきたい。また、医療機関に公表していない不明な「減額査定基準」が所々みられる。例えば、救急医療加算の算定については、東北と九州・沖縄では査定率の差が大きいように感じられる。地域ルールの見直しや不明な減点査定基準の適正化・公表を行うべきである。</p>	<p>運営方針(素案)のとおりとします。各審査支払機関において、査定に関する地域間差異が生じていることは、全国的な課題とされており、国において、審査基準の統一化に向け有識者による検討委員会等において議論が重ねられているところであり、今後の動向を注視していきたいと考えております。</p>
39	第6章 4 高額療養費支給事務の適正実施	54頁 15行	<p>(保険給付) 医療機関の同意があれば、限度額認定の遡及を行うべきである。社会保険と同様の取り扱いにするべきである。</p>	<p>運営方針(素案)のとおりとします。高額療養費については健康保険法第115条に定められており、原則として限度額認定証を提示した月の初めまで遡ることとされており、その取り扱いについて国民健康保険と社会保険との間において違いはないものと認識しております。なお、医療費が高額になる場合には、被保険者の負担軽減を図る観点から、市町村および保険医療機関等において速やかに限度額適用認定の申請が行われるよう、引き続き周知・広報等に努めます。</p>

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
40	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁	(国庫負担金等の増額、財政収支の改善) ・赤字の責任を市町村に押しつけるもの ・国庫補助の回復が先ではないか ・目標年次を6年以内と限定すべきではない。国庫補助の回復現状をみて決めるべき	No. 5、No. 24に同じ
41	第4章 1 保険料（税）の現状	32頁 3行	(医療保険制度間の公平負担) 15.4%という数字に対する評価がない。ほかの「協会健保」「共済組合」などとの比較を明示すべき	No. 3、No. 5に同じ
42	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (3) 赤字の定義	26頁 7-8行	(払える保険料) 強制保険であり、社会保険であり「社会保障に寄与する」(国保法第一条)精神が抜けている。保険原理で経費を賄うことだけでなく、社会原理として、公費を投入して、「払える保険料」にするべき。	No. 17に同じ
43	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (3) 赤字の定義	26頁 13行	(法定外繰入) 「社会保障としての国保」であり、市町村の裁量権である「法定外繰り入れ」の「保険料の負担緩和を図る」機能は重要である。解消削減すべき赤字と考えるべきではない。これでは、事実上、法定外繰り入れを禁止したも同じであり、市町村の裁量権をおびやかすものである。	No. 9に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
44 45	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組	27頁	<p>(国庫負担金等の増額・法定外繰入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突出の原因を記述すべきである。 ・国保補助金の減額や前期高齢者交付金の少なさが原因ではないか。 ・29年度中に解消するものとする。という基準は市町村の裁量権をおかしているのではないか。 	<p>市町村の財政運営の在り方の違いにより生じているものであり、当該市町村による改善の取組が必要と考えております。</p> <p>なお、国保の都道府県単位化にあたり、全国知事会は、医療保険制度間の公平性の観点から、国保の財政基盤強化を行うよう国に求めております。</p> <p>また、県は、市町村及び国保連合会と連携し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について、国と調整しているところであります。</p> <p>平成30年度以降も市町村が保険料の賦課徴収を行っていくことから、保険料の決定及び一般会計から国保特会への法定外繰入は、市町村の裁量として残るものであります。</p>
46		—	<p>(保険料の減免)</p> <p>他の健康保険だと傷病見舞金等の制度もありますが、それに比べて国保は高いと思います。低所得者は最低限の生活をしている中で収めるので減免制度をもっと充実させて欲しいです。</p>	No. 1に同じ
47	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁 8行	<p>(医療保険制度間の公平負担)</p> <p>素案9ページ3行目でも示しているように低所得世帯の占める割合が多い状況にあって、被保険者の過剰な負担とならないよう現実的に支払可能な額を設定してほしいと思います。また、保険料の所得に占める負担率も、被用者保険など他の保険と比較して不公平がでないよう配慮が必要であると思います。</p>	No. 3、No. 5に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
48	第5章 1 保険料（税）の収納状況 2 保険料（税）の収納対策	40-47頁	<p>（保険料の引下げ） 全国一、貧困率が高い本県ですが、既に全国6位の国保料（税）収納率を誇っているにもかかわらず、更なる収納率向上に重点を置いている内容となっています。やむを得ず財産を差し押さえする場合は、財産調査に基づき預貯金〇〇〇万円以上、年間所得〇〇〇万円以上などの要件をすべて満たしている場合や悪質なケースと判明した場合のみに限定するなど、厳格な基準を設ける旨、明記すべきです。 特に給与の差し押さえについては、勤務先に滞納者の家計状況が知られることにより信用を失墜させ離職を誘発、貧困世帯増加に繋がるという悪循環に陥ります。 これ以上の保険料（税）の収納率向上を達成できる方法として、貧困世帯でも納められる金額に引き下げることだという観点も明記すべきです。</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。 なお、保険料（税）の収納対策として、市町村においては、多重債務者相談窓口等各種相談機関との連携、滞納世帯の経済的な事情などに応じた適切な対応に努めることとしております。</p>
49	—	—	<p>（保険料（税）の統一） 全県統一保険料導入をやめてほしい</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。 今般の国保制度改革は、持続可能な医療保険制度を構築するため、県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営・効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い制度の安定化、負担の公平化、医療費適正化等を目指すこととされています。県では、この制度改革の趣旨を踏まえて、県内の保険料の統一を目指すこととしております。</p>
50	—	—	<p>（払える保険料） 誰もが払える保険料にしてほしい</p>	No. 17に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
51	—	—	(国庫負担金等の増額) 国庫負担を投入してほしい	No. 5に同じ
52	—	—	(法定外繰入金) 一般会計からの繰入を継続してほしい	No. 9に同じ
53	第1章 1 目的	1頁 11-14行	(国庫負担金等の増額) 住民が払える保険料とすることが前提になるべきです。きょうかい健保などと比べても所得に対する保険料が高すぎます。まず、国庫補助を増やして、制度として公平な保険料率を求めることが前提として必要ではないでしょうか。	No. 5に同じ
54	—	—	(保険料負担の引下げ) 所得の低い沖縄での保険料引き上げは、県民の健康で文化的な最低限の生活を保障される権利の破壊に直結しかねません。国の方針ではなく、県民一人一人の生活を大切にすることを望みます。	No. 17に同じ
55	第1章 1 目的	2頁 8行	(医療保険制度間の公平負担) 「負担の公平化」と言っていますが、他の保険制度との差は大きく、所得に対する保険料率も公平になるようにすべきではないでしょうか。せめて協会けんぽと同じくらいの保険料率になるように国も県も努力をすべきであることを明記すべきではないでしょうか。払えない保険料ではこまります。	No. 3、No. 5に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
56	第2章 4 世帯の所得階層分布	9頁	(保険料の減免) 低所得者の占める割合が多いのであれば、沖縄県の計画なのだから沖縄県として低所得者対策をするべきだと思う。滞納処分より、減額や免除を充実させたほうが良いと思う。	No. 1に同じ
57	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁 11-13行	(財政収支の改善) 赤字の解消又は必要な対策とあるが、もっと詳しい説明が必要である。	運営方針（素案）のとおりとします。 赤字の解消に必要な対策は、各市町村が県と協議の上、赤字の解消に必要な対策を講じることとしております。
58	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁 11-13行	(保険料の減免) 応能負担の原則に則り中低所得者への減免制度の拡充をすすめてほしい。	No. 1に同じ
59	第3章 1 医療費の動向と将来の見通し (2) 医療費の将来見通し	—	(医療費の将来見通し) 診療報酬の引き下げにより、医療費の推移はH28年度以降、鈍化がみられるはずである。計画にはその影響が書かれていない。H28年度以降の数字を記述すべきである。	運営方針（素案）のとおりとします。 平成28年度決算の確定値が公表されていないため、運営方針（素案）においては、平成27年度までの公表数値を用いて記載しています。 なお、毎年度の予算編成においては、直近の決算数値等を用いて医療費の推計等を行う予定としております。

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
60	第2章 4世帯の所得階層分布	9頁	(保険料の減免) 「低所得世帯の占める割合」が多いのであれば、沖縄県の計画なのだから沖縄県として独自の低所得者対策を講じるべきではないか。減免制度の普及、積極的活用を明記すべきではないか。「滞納処分」より「減免制度」を充実させるべきではないか。	No. 1に同じ
61	第1章 1 目的	2頁 9行	(基本事項・目的) 「医療費の適正化」が目的となっているが、目指すべきは「住民の生命、健康」「文化的な生活の権利」であり、目的が逆転している。「保険料の段階的引き下げ」により「社会保障としての国保」「住民生活を守る国保」を目的とすべきである。	運営方針（素案）のとおりとします。 No. 30に同じ
62	第1章 1 目的	2頁 8行	(医療保険制度間の公平負担) 「負担の公平化」をいうのであれば、他の保険制度との大きな差である「所得に対する保険料率」も公平になるようにすべきである。せめて協会健保と同じぐらいの保険料率になるよう国も県も努力すべきであることを明記すべきである。	No. 3、No. 5に同じ
63	第5章	—	(保険料の減免) 滞納繰入分に係る収納対策の強化が課題と記載されているが、応能負担の原則に従い、「低所得者減免制度」を拡充すべきだ。	No. 1に同じ
64	第3章 1 医療費の動向と将来の見通し (1) 医療費の動向	—	(医療提供体制) 「健診」「保健予防」「在宅医療」で重要な役割を果たす診療所が足りないという課題認識をするべきではないか。「医療費の適正化」ばかりでは、住民の健康を守る「医療費水準の確保」が後回しにされる。診療所や医師の確保なしに「医療費適正化」を優先すべきではない。	運営方針（素案）のとおりとします。 県の医療提供体制の確保については、「沖縄県地域医療構想」等を踏まえ「沖縄県医療計画（仮称）」において定めることとしております。

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
65	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁	(財政収支の改善) 赤字の責任を市町村に押しつけるものである。 国庫補助の回復が先ではないかと思えます。 目標年次の設定については、国庫補助の回復状況をみて決めるべきで、6年以内と限定するべきではない。	No. 24に同じ
66	第4章 2 保険料（税）の統一	34頁 16-17行	(保険料（税）の統一) 保険料の統一化はすべきではない。 (理由) 1 医療費水準や所得水準の市町村間の格差は6年間の激変緩和措置後も基本的にはなくなるから 2 現行の保険料賦課方式で均等割や平等割を残したまま保険料の統一化をすると、所得の低い（65.7%は100万円未満）被保険者の負担は強化されることになる。 3 3,400億円の公費投入では、今後の医療費増に対応できない。統一化した保険料は際限なく上昇することが考えられる。 4 住民と最も近い市町村の意見が反映できる仕組みを残す必要がある。	No. 49に同じ
67	第3章 1 医療費の動向と将来の見通し (1) 医療費の動向		(医療提供体制) 「健診」「保健予防」「在宅医療」で重要な役割を果たす診療所が足りないという認識が必要だと考える。特に国民健康保険に加入していても医療機関が近くになく受診することができない人口の少ない離島などでの公的医療機関充実も検討すべきと考える。「医療費の適正化」ばかりを目標にすれば、住民の健康を守る「医療費水準の確保」が後回しにされてしまう。診療所や医師の確保、住民の健康管理ができるような保健所の充実にお金を使うような計画を望みます。	No. 64に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
68	—	—	(払える保険料) ○誰もが支払える保険料にしてください。各市町村で財政状況が違います。	No. 17に同じ
69	—	—	(国庫負担金等の増額) ○国庫負担は75%にしてください。(最低でも50%を維持してください。)	No. 5に同じ
70	—	—	(保険料(税)の統一) ○統一保険料は将来もありません。人口規模の小さい島しょの住民や都市部の低所得者は払えません。	No. 49に同じ
71	—	—	(国庫負担金等の増額) 憲法は国が国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するよう命じているにもかかわらず責任回避し、乏しい県、市町村に押しつけている。国庫負担をもっと増やすべきと思います。(国庫負担は50%に)	No. 5に同じ
72	—	—	(保険料の引下げ) 国保料は高すぎます。もっと引き下げるべきだし、所得水準に見合う配慮をすべきと考えます。	No. 17に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
73	—	—	(保険料(税)の統一) 統一保険料の導入は絶対反対します。	No. 49に同じ
74	—	—	(法定外繰入金) 一般財源からの繰り入れを認め、継続してほしい。	No. 9に同じ
75	—	—	(全般) 国は責任を果たせと強く臨んでほしい。国民生活を守ること を最大使命とする政治を求めます。	No. 5に同じ
76	—	—	(払える保険料) 国民健康保険料は誰でも支払える保険料にしてほしい。	No. 17に同じ
77	—	—	(国庫負担金等の増額) 社会保障である国保負担が少ないので50%にしてほしい(少 なくしないで)	No. 5に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
78	—	—	(保険料(税)の統一) 統一保険料の導入はしないでほしい。	No. 49に同じ
79	—	—	(法定外繰入金) 一般会計の繰り入れを継続してほしい。	No. 9に同じ
80	—	—	(払える保険料) 保険料は誰にでも払える(その人の相応)ようにして下さい。(高すぎる)	No. 17に同じ
81	—	—	(国庫負担金等の増額) 国庫負担をふやして下さい。	No. 5に同じ
82	—	—	(保険料(税)の統一) 統一保険料をやめて下さい。	No. 49に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
83	—	—	(法定外繰入金) 一般会計に繰り入れをしてください。(残して下さい。)	No. 9に同じ
84	—	—	(払える保険料) 保険料は誰もが払える金額にして下さい。	No. 17に同じ
85	—	—	(国庫負担金等の増額) 国民健康保険の国庫負担を50%に戻して、保険料負担をへらすよう国に申し入れて下さい。	No. 5に同じ
86	—	—	(保険料(税)の統一) 統一保険料の導入はやめて下さい。	No. 49に同じ
87	—	—	(法定外繰入金) 一般会計からの繰り入れをやめないで継続できるよう国に申し入れして下さい。	No. 9に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
88	第4章 2 保険料（税）の統一	34頁 2行	（医療保険制度間の公平負担） 「負担の公平化」といっても、国保とほかの保険を比べると負担は公平ではない。その是正をおこなってこそ負担の公平化といえると思います。	No. 3、No. 5に同じ
89	—	—	（国庫負担金等の増額） 国保保険料の国庫負担を50%に戻して、保険料の負担をへらしてほしい。高すぎて年金生活者には大変な負担	No. 5に同じ
90	—	—	（保険料（税）の統一） 統一保険料の導入はやめてほしい。	No. 49に同じ
91	—	—	（法定外繰入金） 一般会計からの繰り入れはやめないで、継続できるよう国に強く申し入れること	No. 9に同じ
92	—	—	（法定外繰入金） 「国民のセーフティネット」としての国民健康保険制度であり、市町村の裁量権である「法定外繰り入れ」の「保険料の負担緩和を図る」機能は重要である。解消削減すべき赤字と考えるべきではなく、事実上の法定外繰り入れを禁止したことと同じ事であり、自治体の裁量権をおびやかすものである。	No. 9に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
93	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁 13行	(法定外繰入金) 社会保障としての国保である、市町村の裁量権である「法定外繰り入れ」を事実上の禁止をするべきではない。市町村の裁量権を尊重するべきである。	No. 9に同じ
94	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁 13行	(国庫負担金等の増額・前期高齢者交付金) 財政収支改善については、前期高齢者交付金の増額を国に訴えるべきである。	No. 33に同じ
95	第1章 1 目的	2頁 8行	(基本事項) 「医療費の適正化」が目的となっているが、目指すべきは「住民の生命、健康」「文化的な生活の権利」であり、目的が逆転している。「保険料の段階的引き下げ」により「社会保障としての国保」「住民生活を守る国保」を目的とすべきである。	No. 30に同じ
96	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁 13行	(国庫負担金等の増額・前期高齢者交付金) 国保制度は、憲法25条の「生存権」に基づく社会保障制度です。本来は政府が、責任を持って財政運営すべきものです。これ以上、保険料が上がると、私たち、商売人は払えませぬ。国庫補助の増額と「前期高齢者交付金」の過去の不足分を国に要求して、赤字を解消してください。	No. 5、No. 33に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
97	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁 13行	(法定外繰入金) 自営業者です。現在でも国保の保険料は高く払えない。所得300万円の4人世帯で、国保税を年間40～50万円も負担します。所得の15～20%の負担率です。これ以上は納めきれません。素案では、国保の「赤字解消」と言っていますが、現在多くの自治体が「法定外繰入」をして、保険料値上げを抑えています。この「法定外繰入」は赤字解消の対象ではありません。本来は憲法25条に基づき国が、社会保障制度にふさわしく、国庫補助を増額して国保制度を守るべきです。国が行わない分を、自治体が税金投入して努力しているものです。これを禁止にするのは、地方自治法で定められた、自治体の裁量権の侵害です。法定外繰入を赤字と定義するのはおかしい。法定外繰入の制限には反対です。	No. 9に同じ
98	第2章 4 世帯の所得階層分布	9頁 2行	(医療保険制度間の公平負担・子どもの均等割) 夫が自営業をしています。子どもを5人も育てながら生活するのは大変です。これ以上国保税は引き上げないでください。国保加入世帯の、65.7%が所得100万円未満と知り、びっくりです。子どもが1人生まれたら均等割として、2万円も保険料が増えるのは納得できません。これ以上の負担はできません。国庫補助の増額を求めていくという方針を、素案の中に挿入すべき。	国保の都道府県単位化に当たり、全国知事会は、医療保険制度間の公平性の観点から、子どもの均等割の軽減等を行うよう国に求めています。 県としましても、必要に応じ全国知事会を通じて意見を提出する等、適切に対応していきたいと考えております。
99	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁 17行	(国庫負担金等の増額・前期高齢者交付金) 赤字解消のためにも、国保税を安くするためにも、財源が必要です。「前期高齢者交付金」の過年度の不公平な分を国に補てんするよう求めて下さい。国保は高すぎて、これ以上あがったら、払えません。	No. 33に同じ
100	第5章 1 保険料（税）の収納状況	44頁 1行	(保険料（税）の収納対策) 「県税専門等が主催する研修」への参加や「徴収職員の資質向上」に取り組むことだけが強調されている。様々な理由で税や社会保障を納期限内に納め切れない方々のために、国税徴収法や地方税法で「納税緩和措置」が設けられているが、素案の中には「納税緩和措置」の徹底や「滞納者の実情をよく聞き」という言葉が全くない。「納税緩和措置」の徹底策について、審議し、素案に挿入すること。	運営方針（素案）のとおりとします。 運営方針（素案）第5章2 保険料（税）の収納対策（3）クにおいて経済的な事情等により納付困難な被保険者に対しては、徴収猶予等、被保険者の状況に応じて適切に対応するものとしております。

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
101	第1章 1 目的	2頁 8行	<p>(国庫負担金等の増額)</p> <p>素案の目的の中で、「国保の安定的な運営、負担の公平性、医療費の適正化」がうたわれている。沖縄県の国保加入世帯のうち、所得ゼロ～100万円未満の世帯が、全体の65.7%である。そもそも加入者の保険料だけでは運営できないのは明らか。「負担の公平」などできません。国保も憲法25条により、国が責任を持つべき社会保障です。政府の大きな役割の一つである、所得再分配機能をきちんと果たすのであれば、国保にこそ十分な国費を投じるべきである。沖縄県として、国保財政への国庫補助金の増額を求めていくという方針を、素案の中に挿入すべき。</p>	No. 5に同じ
102	第2章 4 世帯の所得階層分布	9頁 2行	<p>(法定外繰入金)</p> <p>農業をしています。国保は高く大変です。「法定外繰入」は「赤字」ではなく、自治体の努力です。法定外繰入を赤字と定義するのはおかしい、法定外繰入の制限には反対です。</p>	No. 9に同じ
103	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁 9行	<p>(国庫負担金等の増額・前期高齢者交付金)</p> <p>赤字解消のとりにくみに関わって 国保への国庫補助金の計算で、前期高齢者交付金がありません。沖縄県は、「政府の行為による」地上戦の影響で前期高齢者人口が他府県に比べて極端に少ないということです。国保の被保険者1人当たりの前期高齢者交付金は、全国平均99,451円に対し、沖縄県は全国平均の5分の1である。16,452円と低く抑えられてきた（本年9/15新報論壇）とのこと。これは沖縄差別です。県民の生命を守ることを第一の任務とする沖縄県は、過去に遡って政府に対し前期高齢者交付金の補てんを求めるべきです。素案の方針に挿入してください。この補てん分が数年分でも認められたら、新たな国保の財源が生まれます。国保税の値上げはしないでください。</p>	No. 33に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
104	第5章 1 保険料（税）の収納状況	44頁 1行	<p>（保険料（税）の収納対策） 滞納処分の実施に関わって 収納率向上、滞納処分、差押えなど、強制執行を前提とした方針案のようである。県の素案は「滞納は悪」という印象です。自営業者の収入には波があります。払えるときと、払えないときもあります。払えるのに払わない滞納者はごくわずかです。 国税徴収法や地方税法では、「徴収猶予、換価の猶予、執行停止」などの「納税緩和措置」が設けられています。素案の中には「納税緩和措置」の内容が一切ありません。県はどう考えているのでしょうか。法律を遵守し、法律に基づく行政を行うのであれば、素案の中に「納税緩和措置の徹底」をきちんと方針として入れるべきです。</p>	No. 100に同じ
105	第4章 2 保険料（税）の統一	34頁 2行	<p>（医療保険制度間の公平負担） 「負担の公平化」を言うのであれば、ほかの保険と比べ所得に対する負担率の「不公平」こそ是正すべき最大の不公平ではないでしょうか。 協会けんぽなどと比較しても所得に対する保険料が高すぎます。</p>	No. 3、No. 5に同じ
106	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (1) 市町村の財政運営状況	25頁	<p>（国庫負担金等の増額・前期高齢者交付金） 「沖縄県の市町村国保は繰上充用及び法定外繰入に頼らざるを得ない厳しい財政状況が続いている」とあるが、原因を明記してわかるようにすべきである。国庫補助率の引き下げや前期高齢者交付金が少ないのが原因と思われる。この解決には国や県が責任をもって取り組み、解決していかなければならない。</p>	No. 5に同じ、No. 33に同じ
107	第1章 1 目的	2頁 8行	<p>（医療保険制度間の公平負担） 「負担の公平化」を言うのであれば、ほかの保険制度との大きな差である「所得に対する保険料率」も公平になるようすべきである。せめて協会健保と同じくらいの保険料になるよう国も県も努力すべきであることを明記すべきである。</p>	No. 3、No. 5に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
108	第1章 1 目的	2頁 8行	(医療保険制度間の公平負担) 「負担の公平化」をいうのであれば、ほかの保険制度との大きな差である「所得に対する保険料率」も公平になるようすべきである。せめて協会健保と同じくらいの保険料になるよう国も県も努力すべきであることを明記すべきである。	No. 3、No. 5に同じ
109	全般	—	(全般) 素案の前提条件 60年ぶりとなる国保の大改革「国保財政の県への移管」に当たっては、主権者である住民へ十分な説明を行い、意見を聞く場を保証すべきである。保険料試算の公表は速やかに行い、広く県民の意見を聞く努力を要望する。	県は、沖縄県国民健康保険運営協議会準備会合を開催し、被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、被用者保険者代表等による構成員に参加いただき、新制度の施行に向けて積極的な御意見等をいただいております。また、本運営方針を定めるに当たり、県民に広く参画いただくため県民意見公募を行いました。新制度の趣旨が広く県民に御理解いただけるよう、周知広報に努めます。
110	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁 9行	(財政収支の改善) 沖縄県では、県民4人に1人の生命を奪った沖縄戦の被害やその後27年間にも及ぶ米軍占領により日本国憲法に基づく社会保障制度への編入の遅れもあり、経済発展の遅れ、年金水準の低迷など、県民生活は全国一厳しい貧困状態の中にある。こうした状況を踏まえ、市町村は、住民の生命と生活を守る観点から「一般会計からの繰り入れ」により国保料(税)の水準を抑える努力を続けてきた。ただちにではないにせよ、年次計画をもって、赤字解消、法定外繰入の解消を迫ることはこれまでの市町村の努力を無にするものであり、国庫補助率の回復なしには到底なしえない。年次計画の期限明示を撤廃すべきである。	No. 24に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
111	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁 9行	(国庫負担金等の増額・前期高齢者交付金) 市町村財政の赤字に関しては、これまでの「前期高齢者補助金」の累積不足分を国に要求するとともに、1984年の定率国庫補助率を回復することで解消、財政安定化を図るべきである。	No. 33に同じ
112	第4章 1 保険料の現状	30頁	(国庫負担金等の増額) 市町村における国保財政赤字の原因は、1984年以來の国保財政への国の支援金の減額にある。沖縄県の場合、さらに前期高齢者の人口が少ないため、補助金が大幅に少なく、市町村の国保財政をひっ迫させた。国庫補助金の回復こそ第一義的命題であり、負担を市町村や被保険者に押しつけるべきではない。	No. 5に同じ
113	第4章 1 保険料の現状	32頁	(医療保険制度間の公平負担) 沖縄県の一人当たり保険料率は、15.4%で、やはり協会けんぽや共済保険と比べ、所得に対する保険料率は3割から5割高い水準で推移している。県社保協の「高齢者の医療介護くらしアンケート」でも、8割の方が「生活が厳しいので負担増に反対」と回答するなど、「高すぎる保険料」への不安不満はきわめて高い。ほかの健康保険制度に比べて、不公平な状態にあることを記述すべきである。そして「保険料は高い」という県民の声を記述すべきである。	No. 3に同じ
114	第4章 2 保険料（税）の統一	33頁 15行	(保険料（税）の統一) 保険料の統一と設定に当たっては、日本国憲法における地方自治の原則、第25条、国保法に基き、「社会保障制度としての国保」「住民の権利といのちを守る制度としての国保」を守ることが目標となる。市町村の裁量権を尊重し、市町村は思い切った国保料（税）の引き下げを計画的に行うべきである。国や県は、そのための財政条件を整え、財源を確保することは言うまでもない。県も認識している解決すべき課題を解決し、さらに上記の「あるべき姿」も目標にするならば、6年という期限では「統一保険料」は達成できない。期限は明記すべきではない。	No. 49に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
115	第4章 2 保険料（税）の統一	34頁 2行	（医療保険制度間の公平負担） 「負担の公平化」をいうのであれば、他の保険と比べ所得に対する負担率の「不公平」こそ是正すべき最大の不公平ではないか。	No. 3、No. 5に同じ
116	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁	（法定外繰入金） 多くの自治体が法定外繰入をして、保険料を値上げしないように、すなわち市民に負担をかけないようにしていることは、とてもありがたいことです。これが無くなれば、国保はさらに上がるでしょう。これ以上あがると、みんなパニックです。県が率先して、法定外繰り入れをすべきです。法定外繰入を赤字と定義することには反対です。	No. 9に同じ
117	第5章 1 保険料（税）の収納状況	44頁	（保険料の減免） 国保税はみんな高いと言っている。滞納処分よりも減免制度を充実させるべきです。	No. 1に同じ
118 119	第2章 4 世帯の所得階層分布	9頁	（保険料の減免・国庫負担金等の増額） 国保に加入している世帯の65.7%が低所得世帯であるならば、自治体の法定外繰入も認め、沖縄県も繰り入れをして、国に補助金をもっとたくさん求めて、不足分をカバーするのが当たり前の政治だと思う。払えない人には、減免もしてください。	No. 1、No. 5に同じ
120	第4章 2 保険料（税）の統一	34頁 2行	（国庫負担金等の増額・前期高齢者交付金） 「素案」には「赤字解消」という名目で「法定外繰入」をなくし、「保険料の統一」ということで、保険料の値上げを示唆している。保険料の値上げには反対です。赤字解消については、前期高齢者交付金の補てんを、国に対し強く求めるべきです。	No. 33に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
121	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁 9行	(国庫負担金等の増額) 本年9月15日の琉球新報、新垣安男さんの論壇を読みました。前期高齢者交付金という国からの交付金が「全国平均の5分の1」とありました。なぜこういう状況になっているのか、県はもっと国に対して声をあげるべきです。沖縄への補助金だけが少なくなっているのであれば、国に補助金の増額をもとめて、国保の財源に組み入れてください。	No. 5に同じ
122	第4章	30-39頁	(医療保険制度間の公平負担・子どもの均等割) 国保の保険料をほかの保険と負担を公平化し、こどもの貧困対策にも寄与するためにこどもの保険料の均等割を廃止してください。	No. 98に同じ
123	第5章	40-47頁	(保険料の減免) 応能負担の原則に従い、「低所得者減免制度」を全県共通の制度として創設されたい。	No. 1に同じ
124	第8章	71-73頁	(被保険者証) 保険証の有効期限を2年に延ばして、効率的な運用とすること	運営方針（素案）のとおりとします。本県の多くの市町村において被保険者証と特定健康診査受診券が一体となった形で運用されていること等の理由から引き続き、現行のとおり県全体で、有効期限を1年とする統一運用を行うこととしております。
125	第8章	71-73頁	(被保険者証) 短期証の有効期間をそれにあわせて拡大し、1年に延ばして効率的な運用とすること。事務手続き費用がかかりすぎている。有効期間を拡大するだけで事務費用は半減する。	御意見として承り、今後の国保運営に当たっての参考とさせていただきます。

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
126	第8章	71-73頁	（被保険者証） 受療権を事実上奪い、収納率向上にも役立たない「資格証」を廃止する。	御意見として承ります。なお、被保険者資格証明書の交付は法律に基づき、各市町村において交付するものとされております。
127	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁	（財政収支の改善） 厚生労働省は事実上方針を転換した。法定外繰入の解消計画も見直すべきである。 そもそも、国庫補助の増額もなく、協会けんぽとの不当、不公平な保険料率の差額にも目をつむり、「負担と給付の整合性」を目指す「法定外繰入解消」は、県も認めている国保の構造的矛盾の指摘と論理的整合性がない。統一保険料や法定外繰入の期限をつけた解消計画を載せていない県も多数存在する。最も運営が困難な県の一つである沖縄県が率先して、期限を切った解消計画を作ることは理解も支持もできない。 「赤字解消計画」は、市町村の裁量権を侵すものであり、国庫補助の回復を待たずして率先して行うべきではない運営方針から削除すべきである。 なお、「負担と給付の整合」を中心にすれば「社会保障」としての国保は存在できず、厚労省やマスコミ論調にくぎをさすべきである。でなければ「国保の構造的危機」はすべて「県民生活の危機」へ転嫁されてしまうことになるだろう。	運営方針（素案）のとおりとします。 今回の国保制度改革に当たり、厚生労働省は、法定外繰入を新たに赤字と定義し、計画的な解消を目指すこととした方針の変更はないとしております。 保険料負担の激変緩和に用いることができる特例基金の法律設置期限が平成35年度末までの6年間であるため、この期間を参考に財政健全化に取り組むこととしております。
128	第1章 1 目的	2頁 8行	（法定外繰入金） 本県の平成27年度の一人当たり保険料（税）負担率は15.4%となっており、他の社会保険と比べて負担率が高くなっています。負担の公平化を実現させるためには、国や県による公費負担の引き上げ、市町村の法定外繰入等で負担率の公平化を図っていくべきです。厚労省も9月6日開催の納付金算定システムの全国説明会で、制度改正で急激な保険料上昇が生じないような対応策を都道府県に求め、市町村に対しては法定外繰り入れの「維持」も含めた検討など、被保険者の保険料水準に激変が生じないよう検討することを求めています。	No. 9に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
129	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁 4-11行	(財政収支の改善) 「国民健康保険事業費納付金や国保事業の実施に係る経費を賄うために必要かつ適切な保険料(税)を設定する」とありますが、県内41市町村の国保財政状況は明らかに厳しく、一般会計から繰り入れしている自治体には、その繰入金を差し引いた納付金を設定することで、保険料(税)の引き下げを促すべきです。	運営方針(素案)のとおりとします。 国保事業費納付金は、県全体で被保険者の公平な負担を行うための新たな仕組みであり、市町村に割り当てる国保事業費納付金の算定に当たっては、市町村の赤字は考慮しないこととしております。
130	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁 4-11行	(医療の抑制) 医療へのフリーアクセス(受療権)「いつでも だれでも どこでも」を保証するため、受診抑制を招きかねない「支出額を抑制する」という文言は削除すべきと考えます。	運営方針(素案)のとおりとします。 支出額の抑制については、「保険給付の適正実施の確保、医療費の適正化等に取り組む」ことにより行うものとしております。 本運営方針第7章において特定健康診査の実施率の向上、後発医薬品の使用促進、重複頻回受診の適正化、重症化予防等に取り組むこととしており、必要な医療が受けられなくなるなど受診抑制を招くものではないと考えております。
131		—	(保険料の引下げ) 保険料は安くしてください	No. 17に同じ
132		—	(国庫負担金等の増額) 国民健康保険の国庫負担を多くして個人の負担を少なくしてください。	No. 5に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
133		—	(保険料(税)の統一) 統一保険料はやめてください。	No. 49に同じ
134	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (5) 赤字解消・削減計画に基づく取組	27頁 9行	(国庫負担金等の増額・前期高齢者交付金) 沖縄は地上戦があったため、前期高齢者人口が少ないので、交付金が低く抑えられているのはおかしい。ぜひ、補てんを求め、国保の財源を確保して値上げしないでほしい。	No. 33に同じ
135	第4章 2 保険料(税)の統一	34頁 26行	(保険料賦課限度額) 賦課限度額の89万円について、所得500万円の世帯も、所得1億円の世帯も89万円で頭打ちですか。累進課税に改めてはいかがですか。	賦課限度額は、法令に基づき設定されており、その在り方については、国において検討が行われるものと考えております。
136	第4章 2 保険料(税)の統一	34頁 26行	(子どもの均等割) 子供の均等割は免除か減額にしてください。収入もないのに、大人と同じ額はおかしいと思います。	No. 98に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
137	第3章 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方と取組 (2) 財政収支の改善に係る基本的な考え方	26頁 8行目	(法定外繰入金) 自営業者の団体です。個人事業者のほとんどが国保の加入者です。税金の中で一番高いのが国保と消費税です。確定申告後みんな「高く払えない」と嘆いています。「適切な保険料」「赤字の解消」と言われたら、国保税を更に上げることがを前提に、方針つくっているのではないかと危惧します。所得に占める国保の負担率は、15%~20%の高負担です。これ以上は納め切れません。県も法定外繰り入れをして、市町村の法定外繰り入れも認めて、国からの補助金が増えるまでは仕方がないと思います。値上げを前提とした方針には反対です。	No. 9に同じ
138	—	—	(保険料の減免) 住民の生活を守る最後の砦であるのであれば、赤字削減や収納率向上の前に「減免制度」の整備を明記すべきではないでしょうか。	No. 1に同じ
139	—	—	(保険料の減免) 「低所得世帯の占める割合」が多いのであれば、沖縄県の計画なのだから沖縄県として独自の低所得対策を講じるべきではないか。減免制度の普及、積極的活用を明記すべきではないか。「滞納処分」より「減免制度」を充実させるべきではないか。	No. 1に同じ

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
140	全体	一	<p>(全体)</p> <p>私どもは、25団体構成員10万名が加盟している市民団体です。社会保障を改善充実することを目的に1988年に結成されました。この度の国保運営方針に対する県民意見を述べさせていただきます。</p> <p>この間の国保財政の悪化は、1984年以来、国の国保財政への支援金の減額にあります。</p> <p>沖縄県の場合、さらに前期高齢者の人口が少ないため、補助金が大幅に少なく、その累積額は650億円も達しています。国に対してその改善を求めることで赤字解消をすべきであると考えます。今回の運営方針素案でも赤字の解消を優先すべきとしています。県民は、国保税が高く、引き下げを求める声が大きいです。まずは、生活を守るために国保税の引き下げを可能にする方法を考えるべきです。</p> <p>国保財政の安定のためには、単なる広域化では解決できません。恒常的な予算すなわち国庫補助金の定率での回復が必要不可欠です。これが実現しない限り「法定外繰入の解消」は困難です。まして離島も多く、医療水準の格差の大きい沖縄県で「統一保険料」を目指すとするれば、いずれ保険料引き上げや強引な保険料徴収を引き起こすことになり、県民生活への影響は計りしれません。「協会けんぽ」など他保険に比べても高すぎる保険料となっている現状を考えても、住民が医療を受ける権利や暮らしを第一に考え、保険料引下げ計画こそ作成すべきです。県社保協の「高齢者の医療介護くらしアンケート」でも、8割の方が生活が厳しいので負担増に反対と回答しています。沖縄県の高齢者と家族の現状は国保料の引き下げを切望する状態にあるのです。60年ぶりとなる国保の大改革「国保の県単位化」にあたり作成される「国保運営方針」作成に当たっては、国家財政の都合で決めるのではなく、日本国憲法第25条、国保法に基づき、「社会保障制度としての国保」「住民の権利といのちを守る制度としての国保」として引き続き改善の努力を希望するものです。</p>	<p>御意見として承ります。今後の国保運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
141	第3章 3 財政安定化基金の運用 (1) 財政安定化基金の交付	28頁	<p>(財政安定化基金の運用)</p> <p>沖縄は、那覇市、沖縄市を中心として都市部以外に、離島や僻地が多数存在する。人口を増やすための、若者の移住やUターンに取り組んでいる自治体や、課題としている自治体も多数存在する。今後超高齢化社会を控えている中、若者の存在は、離島及び僻地の住民にとって重要であり、その他の医療、福祉、共同体に安定をもたらす。「持続可能な医療保険制度」に直結する。</p> <p>「特別な事情」だけではなく、各自治体の取り組みに応じた運用が可能となるような別項目立てが必要であるとする。外的な要因による交付要件ではなく、各自治体の取り組みによる内的な要因による交付要件も設定すべきである。農業畜産等を始めとする、自営業については国保被保険者となることから、離島及びへき地産業後継者づくりのためにも、別項目による交付要件を満たせるようにすべきである。</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。財政安定化基金の交付については、国の法令等により交付条件の基本的な部分が定められており、御意見を踏まえたものとするは困難であります。</p>
142	第5章 2 保険料（税）の収納対策	40-47頁	<p>(保険料（税）の収納対策)</p> <p>全体として、「収納率向上に向けての方法・手段」に特化した内容であるが、どの程度まで取り組むのかについての上限についても触れた内容を追記していただきたい。行き過ぎた督促・収納は、被保険者を追い込み、生きることを放棄してしまうことも容易に想定できる。収納に向けた対策・対応・運用等の方法・手段が過熱しないよう一定の上限又は超えてはいけない部分を明記した方がよい。過去には、自治体による行き過ぎた生活保護申請拒否による死亡事例等がある。自治体職員だけではなく、一般職員にとってもわかりやすく「収納対策でやってはいけないこと」を明示した項目が必要である。</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。保険料（税）の徴収の適正を確保することは、安定的な国保運営を図る上でも、被保険者間の公平を確保する上でも重要であります。</p> <p>徴収職員の法令遵守については、実務担当者の研修の場等を通じて確保してまいります。御意見については、今後の国保運営に当たったの参考とさせていただきます。</p>

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
143	第5章 2 保険料（税）の収納対策	46頁	<p>（保険料（税）の収納対策）</p> <p>自治体職員は所属する自治体の住民に責任を負っていると考えているが、相互併任の場合その責任所在はどのようになるのかについて明確にしていきたい。所属自治体の住民と以外の住民とではどうしても所属自治体の住民に対して業務への情熱が傾くと思われる。また、住民にとっても所属自治体以外の職員による対応は、不満に直結する。広域連合会のような仕組みにするのであれば、本素案にてその旨についても明記すべきである。</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。</p> <p>保険料（税）の徴収の適正を確保することは、安定的な国保運営を図る上でも、被保険者間の公平を確保する上でも重要であります。</p> <p>徴収職員の相互併任については、各市町村徴収職員の相互の資質の向上等を目的としたものであり、当該併任を受けることにより併任先の市町村徴収職員として活動することとなります。</p>
144	第5章 2 保険料（税）の収納対策	46頁	<p>（保険料（税）の収納対策）</p> <p>実務担当者の対象を明確に記載すべきである。正規職員、嘱託職員、臨時・非常勤職員、委託職員当多多くの職員形態があり、それぞれに受け持つ責任が異なる。各形態により、費用的なメリット・デメリット、住民及び被保険者との信頼・信用のメリットがある。正規以外の形態職員による実務担当者が大半であるのが沖縄の自治体である。実務担当者の形態に即した明記が、住民及び被保険者への筋であると考え。例、「正規職員のみ、実務担当者であり、それ以外の形態の職員は実務担当補助者」「実務担当者の区別は各自自治体により異なる。」</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。</p> <p>保険料（税）の徴収の適正を確保することは、安定的な国保運営を図る上でも、被保険者間の公平を確保する上でも重要であります。</p> <p>徴収職員の任用形態により執行可能な事務の範囲が異なることは御指摘のとおりです。御意見については、今後の国保運営に当たっての参考とさせていただきます。</p>
145	第5章 2 保険料（税）の収納対策	46頁	<p>（保険料（税）の収納対策）</p> <p>「徴収職員の資質の向上に取り組む」とあるが、「徴収職員の資質とは何か」不明瞭である。「収納対策の実施方法（接遇、電話対応、財産調査、臨戸、滞納処分の実施手順）に優れている」ということなのか、「滞納者から兎にも角にも収納さえできればよい」「支払い能力のない被保険者を生活保護及び別の救済処置に繋げる」等々、目的とする資質がはっきりとしていない。目的とする資質についての記載が必要と考える。</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。</p> <p>保険料（税）の徴収の適正を確保することは、安定的な国保運営を図る上でも、被保険者間の公平を確保する上でも重要であります。</p> <p>徴収職員の資質向上については、法令遵守を基本として、被保険者の経済的な事情を踏まえて対応する等、今後の実務担当者の研修を通じて確保してまいります。</p>

(注) 該当箇所、頁・行は、素案（平成29年9月21日時点）段階のもの

No.	該当箇所	該当頁・行	意見要旨	県の考え方
146	第5章 2 保険料（税）の収納対策 (3) 目標達成に向けた取組 力	47頁	<p>（保険料（税）の収納対策） 最後の1文が「推進に努めるものとする」となっている。「努める」ではなく「行う」へ修正を強く求める。「保険料の収納対策」として収納率向上への糸口である滞納者の具体的な事情や状況といったデータが入手できる場であり、滞納者自体が冷静計画的に行動できる場である。そうした場の設置こそが、保険料（税）収納対策の根幹である。</p>	<p>運営方針（素案）のとおりとします。多重債務者相談窓口等の相談機関との連携については、市町村により相談窓口の設置状況等が異なるため、各市町村において被保険者の経済的事情に応じて適切に取り組むこととしております。</p>